

## 佐賀県規則第 35 号

佐賀県私立学校等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県私立学校等に関する規則（平成 14 年佐賀県規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(学校設置認可申請等)</p> <p><b>第 2 条</b> 学校教育法第 4 条第 1 項の規定により次の各号に掲げる事項の認可を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める申請書を当該事項を行おうとする日の 3 月前までに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>私立高等学校</u>（<u>私立中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。</u>）の課程の設置 課程設置認可申請書（様式第 3 号）</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>私立高等学校の学科</u>の設置 学科設置認可申請書（様式第 5 号）</p> <p>(6) <u>私立高等学校の学科</u>の廃止 学科廃止認可申請書（様式第 6 号）</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 私立学校の収容定員に係る学則の変更 収容定員に係る学則変更認可申請書（様式第 8 号）</p> <p>(9) <u>私立高等学校の通信制の課程</u>で学校教育法第 54 条第 3 項に規定するもの（以下「<u>広域の通信制の課程</u>」という。）に係る学則の変更 広域通信制課程学則変更認可申請書（様式第 9 号）</p>	<p>(学校設置認可申請等)</p> <p><b>第 2 条</b> 学校教育法第 4 条第 1 項の規定により次の各号に掲げる事項の認可を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める申請書を当該事項を行おうとする日の 3 月前までに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>私立高等学校</u>（<u>私立中等教育学校の後期課程を含む。次号において同じ。</u>）の課程の設置 課程設置認可申請書（様式第 3 号）</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>私立高等学校等</u>（<u>私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程をいう。以下同じ。</u>）の学科の設置 学科設置認可申請書（様式第 5 号）</p> <p>(6) <u>私立高等学校等</u>の学科の廃止 学科廃止認可申請書（様式第 6 号）</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>私立学校</u>（<u>私立高等学校等の通信制の課程</u>で学校教育法第 54 条第 3 項に規定するもの（以下「<u>広域の通信制の課程</u>」という。）を除く。）の収容定員に係る学則の変更 収容定員に係る学則変更認可申請書（様式第 8 号）</p> <p>(9) <u>広域の通信制の課程</u>に係る学則の変更（<u>学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号。以下「令」という。）第 23 条第 1 項第 11 号に規定する軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除</u></p>

改正前	改正後
<p>(学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項の規定による届出)</p> <p><b>第 5 条</b> <u>学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号) 第 27 条の 2 第 1 項の規定による届出は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める届出書により行わなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>学則(広域の通信制の課程に係るもの及び収容定員に係るものを除く。)を<u>変更</u>しようとするとき</u> 学則変更届(様式第 15 号)</p> <p>(5) <u>私立高等学校の専攻科又は別科を設置しようとするとき</u> 専攻科(別科)設置届(様式第 16 号)</p> <p>(6) <u>私立高等学校の専攻科又は別科を廃止しようとするとき</u> 専攻科(別科)廃止届(様式第 17 号)</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>(私立の専修学校への準用等)</p> <p><b>第 6 条</b> 第 2 条(第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号を除く。)から前条(第 1 号、第 5 号、第 6 号及び第 9 号を除く。)までの規定は、私立の専修学校について準用する。この場合において、第 2 条中「第 4 条第 1 項」とあるのは「第 130 条第 1 項」と、第 4 条中「第 10 条」とあるのは「第 133 条第 1 項において準用する同法第 10 条」と、前条中「<u>学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号) 第 27 条の 2 第 1 項</u>」とあるのは「<u>学校教育法第 131 条</u>」と、同条第 4 号中「<u>学則(広域の通信制の課程に係るもの及び収容定員に係るものを除く。)を<u>変更</u>しようとするとき</u>」とあるのは「<u>学則を変更しようとするとき</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p><u>く。)</u> 広域通信制課程学則変更認可申請書(様式第 9 号)</p> <p>(学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項の規定による届出)</p> <p><b>第 5 条</b> <u>令第 27 条の 2 第 1 項の規定による届出は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める届出書により行わなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>学則の変更(令第 23 条第 1 項第 11 号及び第 12 号に規定する学則の変更を除く。)をしようとするとき</u> 学則変更届(様式第 15 号)</p> <p>(5) <u>私立高等学校等の専攻科又は別科を設置しようとするとき</u> 専攻科(別科)設置届(様式第 16 号)</p> <p>(6) <u>私立高等学校等の専攻科又は別科を廃止しようとするとき</u> 専攻科(別科)廃止届(様式第 17 号)</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>(私立の専修学校への準用等)</p> <p><b>第 6 条</b> 第 2 条(第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号を除く。)から前条(第 1 号、第 5 号、第 6 号及び第 9 号を除く。)までの規定は、私立の専修学校について準用する。この場合において、第 2 条中「第 4 条第 1 項」とあるのは「第 130 条第 1 項」と、第 4 条中「第 10 条」とあるのは「第 133 条第 1 項において準用する同法第 10 条」と、前条中「<u>令第 27 条の 2 第 1 項</u>」とあるのは「<u>学校教育法第 131 条</u>」と、同条第 4 号中「<u>学則の変更(令第 23 条第 1 項第 11 号及び第 12 号に規定する学則の変更を除く。)をしようとするとき</u>」とあるのは「<u>学則を変更しようとするとき</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p>

改正前	改正後
<p>(私立の各種学校への準用)</p> <p><b>第7条</b> 第2条(第9号を除く。)から第5条(第5号、第6号及び第9号を除く。)までの規定は、私立の各種学校について準用する。この場合において、第2条中「第4条第1項」とあるのは「第134条第2項において準用する同法第4条第1項」と、第4条中「第10条」とあるのは「第134条第2項において準用する同法第10条」と、第5条中「第27条の2第1項」とあるのは「第27条の3」と、同条第4号中「<u>学則(広域の通信制の課程に係るもの及び収容定員に係るものを除く。)を変更しようとするとき</u>」とあるのは「<u>学則(収容定員に係るものを除く。)を変更しようとするとき</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(私立の各種学校への準用)</p> <p><b>第7条</b> 第2条(第9号を除く。)から第5条(第5号、第6号及び第9号を除く。)までの規定は、私立の各種学校について準用する。この場合において、第2条中「第4条第1項」とあるのは「第134条第2項において準用する同法第4条第1項」と、第4条中「第10条」とあるのは「第134条第2項において準用する同法第10条」と、第5条中「第27条の2第1項」とあるのは「第27条の3」と、同条第4号中「<u>学則の変更(令第23条第1項第11号及び第12号に規定する学則の変更を除く。)をしようとするとき</u>」とあるのは「<u>学則(収容定員に係るものを除く。)を変更しようとするとき</u>」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。